

# 幼保連携型認定こども園 **ほうなん子ども園** 重要事項説明書

## (施設の概要)

- (1) 名 称      ほうなん子ども園【幼保連携型認定こども園】
- (2) 所在地      豊中市豊南町南5丁目4番7号

## (施設の目的及び運営方針)

- (1) ほうなん子ども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
- (2) 「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (5) 「当園」は、「豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年 9月26日条例第46号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

## (利用定員)

「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定めます。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（2号認定子ども以外の3歳以上児。以下「1号認定子ども」という。） 60人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 45人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 21人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 9人

(提供する教育・保育等の内容)

「当園」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、教育及び当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内における保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、教育標準時間又は支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する延長保育を提供します。

(3) 送迎

園バスによる送迎を行います（ただし、希望者に限る。）。

(4) 食事の提供

委託業者（ナフス南株式会社）の調理員が、栄養士の作成した献立に基づき調理した給食及びおやつを提供します。

(5) その他保育に係る行事等

一時預かり保育を実施します。

(6) 子育て支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条に規定する子育て支援事業のうち、当園は第2号の事業を実施する。実施内容は、週に1回（毎週火曜日）、10時～11時まで、応接室において相談事業を実施します。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどります。

(2) 副園長 1名（常勤専従）

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどり、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けた場合はその職務を行います。

(3) 主幹保育教諭 2名（常勤専従）

主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児

の教育及び保育をつかさどります。

(5) 指導保育教諭 1名 (常勤専従)

指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行います。

(6) 保育教諭 15名 (常勤専従14名、非常勤1名)

教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。

(教育・保育を提供する日)

教育・保育等の提供を行う日は、次のとおりとします。

(1) 1号認定子ども

ア 学期

A 1学期 4月1日から8月31日まで

B 2学期 9月1日から12月31日まで

C 3学期 1月1日から3月31日まで

イ 休園日

A 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

B 夏期休業日 7月18日から9月1日まで

C 冬期休業日 12月23日から1月7日まで

D 春期休業日 3月23日から4月7日まで

(2) 2、3号認定子ども

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除きます。

2 前項にかかわらず、伝染性疾病等の発生により、特に閉園しなければならない場合は休園します。

(教育・保育を提供する時間)

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間

9時から14時までとする。ただし、7時から19時までの範囲内で一時預かりを実施します。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

2号認定子どもの場合は、9時から14時までの教育時間のほか、7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。また、3号認定子どもの場合は、7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供します。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

2号認定子どもの場合は、9時から14時までの教育時間のほか、9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。また、3号認定子どもの場合は、9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、延長保育を提供します。

(利用者負担その他の費用の種類)

- (1) 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、当園に対し、当該支給認定保護者が居住する市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとします。
- (2) 「当園」は、市町村から特定教育・保育に係る教育・保育給付費を法定代理受領します。ただし、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定教育・保育費用を支払うものとします。
- (3) 「当園」は、前2項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別紙募集要項に掲げる費用を支払うものとします。

(利用の開始に関する事項)

- (1) 「当園」への入園を希望する1号認定子ども（認定を受ける予定のものも含む。）の保護者は、入園願書を当園に提出して頂きます。
- (2) 「当園」は、前項の入園願書が提出されたときは、原則として先着順により選考を行います。
- (3) 「当園」は、前項の選考の結果、内定した子どもについては、入園許可証によりその旨を保護者に通知いたします。
- (4) 「当園」は、第2項の選考の結果、内定できない子どもについては、その旨口頭で伝え希望があれば補欠とします。
- (5) 「当園」は、入園を希望する保護者から、市町村が定める支給認定に係る申請書又は保育利用に係る申込書等が提出されたときは、速やかに当該書類を市町村に提出いたします。
- (6) 「当園」は、市町村から2、3号認定子どもの保育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。

(利用の終了に関する事項)

「当園」は、以下の場合には教育・保育の提供を終了とします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) 支給認定保護者が退園を申し出たとき。
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(休園)

- (1) 1号認定の子どもについて、病気その他の理由により休園を希望する保護者は、速やかに園長に申し出ていただきます。
- (2) 園長は、園児が感染症に罹患した場合、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により、教育・保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで、園児の登園を禁じ、又は休園していただきます。
- (3) 園長は、前項の規定により登園の禁止、又は休園を決定したときは、速やかにその旨を市町村に通知いたします。

(緊急時における対応方法)

- (1) 「当園」の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の保護者に連絡する等、必要な措置を講じます。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、豊中市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(非常災害対策)

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施いたします。

(虐待の防止のための措置)

「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

(嘱託医)

「当園」は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	前坊医院
医院長名又は医師名	前坊 昭男
所在地	豊中市豊南町南1-1-11
電話	06-6333-0348

② 眼科

医療機関の名称	いのはら眼科
医院長名又は医師名	猪原 博之
所在地	豊中市庄内西町5-1-77 おがわ耳鼻科ビル3F
電話	06-4867-2525

③ 歯科

医療機関の名称	岸田歯科医院
医院長名又は医師名	岸田 敏宏
所在地	豊中市豊南町西4-4-1
電話	06-6333-6198

(保険に関する事項)

「当園」は「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度に加入しております。詳しくは別途配布する「災害共済給付制度のしおり」をご確認ください。

(守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項)

「当園」は「個人情報保護規定」に則り遵守します。

(苦情対応に関する事項)

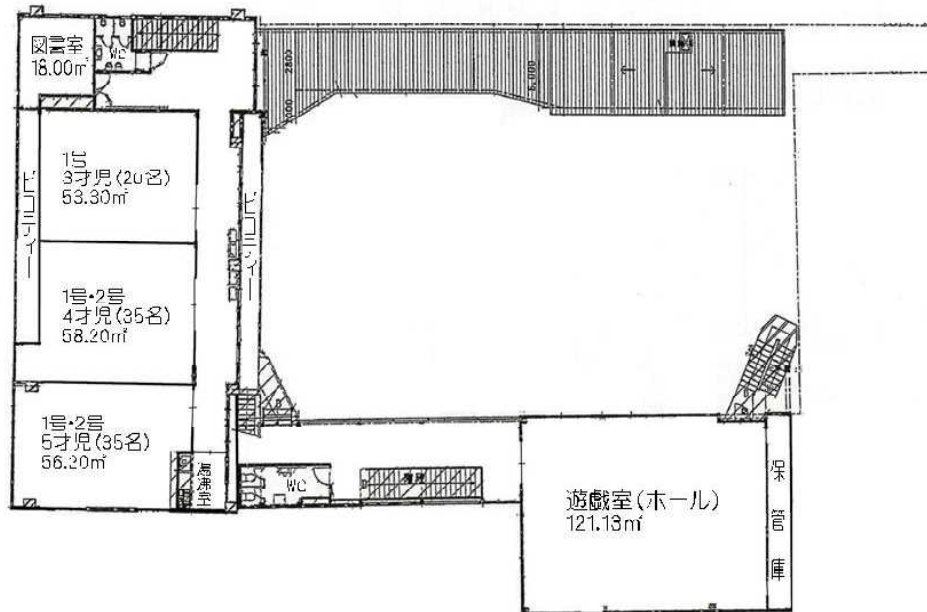
「当園」は「苦情対応窓口」にて苦情解決責任者、受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めます。

(保護者会等に関する事項)

「当園」は「当園」を支援する保護者及び卒園児による「後援会」活動を行います。

(園舎及び園庭の図)

学校法人唯佛寺学園 ほうなん子ども園 平面図 (本園2階)



学校法人唯佛寺学園 ほうなん子ども園 平面図 (本園1階)

